

駐車場の附置義務制度の概要について

(平成29年4月1日施行)

建物を新築等する場合で次の各要件を満たす場合は、名古屋市駐車場条例に基づき、その規模に応じた駐車場を設置することが義務付けられています。

条例適用の要件

※敷地要件かつ建物要件を満たす場合に適用となります。

敷地要件

敷地が、駐車場整備地区、商業地域または近隣商業地域内にある。

建物要件

建築物の床面積（駐車場等を除く）が、

- ・特定部分の床面積の合計 1,500 m²
 - ・非特定部分の床面積の合計 2,000 m²
 - ・特定部分+非特定部分×3/4の床面積の合計 1,500 m²
- を超える建築物である。

※ 特定部分とは、事務所、百貨店その他の店舗、飲食店、料理店、ホテル、旅館、倉庫、工場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、病院、結婚式場、斎場、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館及び卸売市場の用途に供する部分をいいます。

※ 非特定部分とは、特定部分以外の用途に供する部分をいいます。

※ **共同住宅のみの場合は建築指導課にお問い合わせください。(お問い合わせ先は裏面参照)**

駐車場の台数の算定

附置義務駐車場の台数(A)

- ・事務所部分 500 m² ごとに1台
- ・劇場等部分 350 m² ごとに1台
- ・事務所及び劇場等部分を除く特定部分 650 m² ごとに1台
- ・共同住宅部分等を除く非特定部分 900 m² ごとに1台

上記の用途ごとに算定した台数を合計し、小数点以下を切り上げます。 → A台

<緩和措置>

- ・事務所部分で1万m²を超える部分には、一定の緩和措置があります。
- ・建物の床面積が、6,000 m²未満の場合には、一定の緩和措置があります。

※ 劇場等部分：百貨店その他の店舗、飲食店、料理店、劇場、映画館、演芸場、結婚式場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場及びボーリング場の用途に供する部分をいいます。

荷さばき駐車場(幅3m、奥行き7.7m、高さ3mまたは幅4m、奥行き6m、高さ3m)の台数(B)

- ・倉庫部分 2,500 m² ごとに1台
- ・百貨店その他の店舗部分 5,000 m² ごとに1台
- ・倉庫及び百貨店その他の店舗部分を除く特定部分 10,000 m² ごとに1台

上記の用途ごとに算定した台数を合計し、小数点以下を切り捨てます。 → B台

車いす用駐車場(幅3.5m、奥行き6m、高さ2.1m)の台数(C)

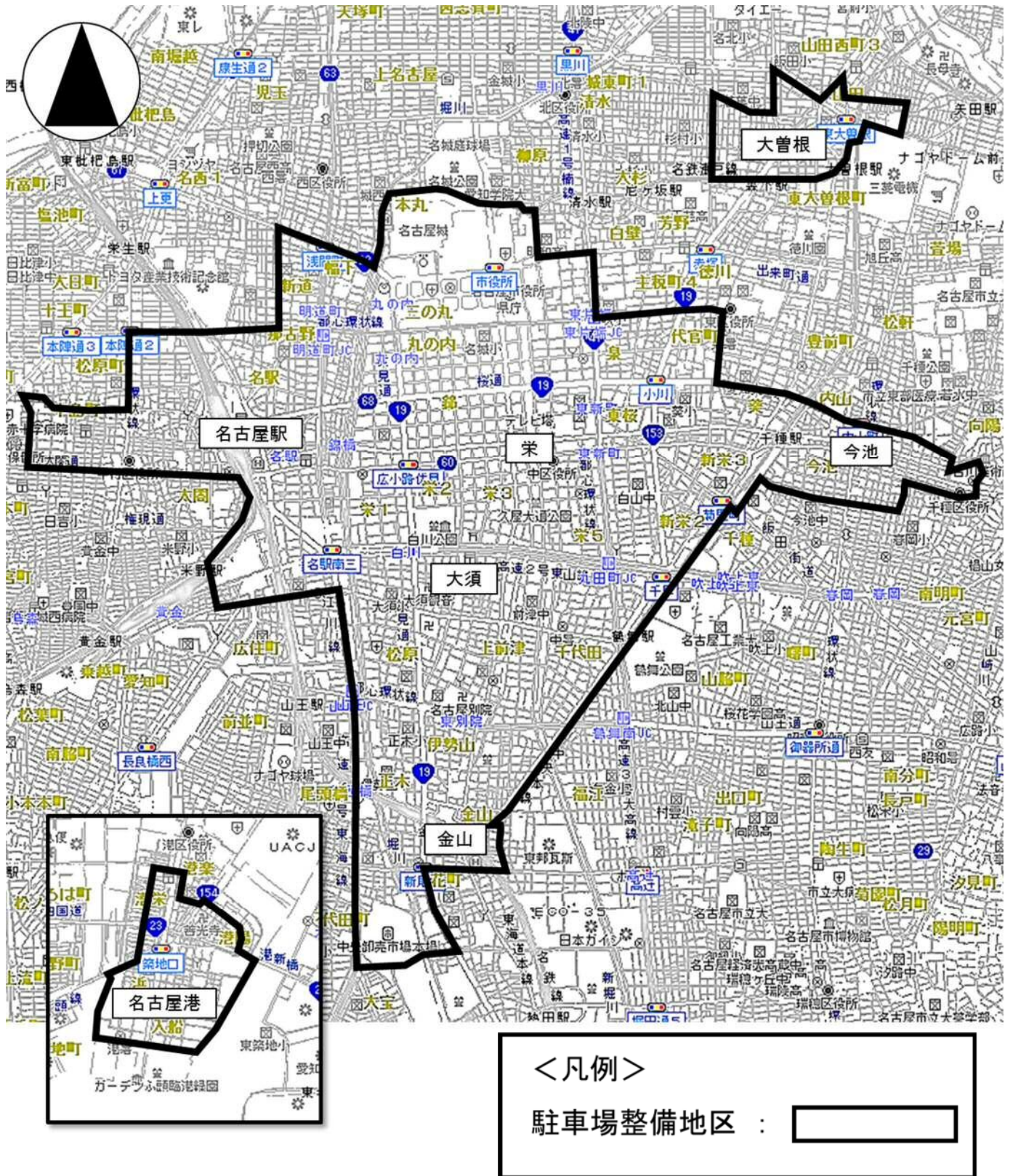
- ・全駐車場の台数(A)が 15台以上 30台未満の場合 1台
- ・全駐車場の台数(A)が 30台以上 50台未満の場合 2台
- ・全駐車場の台数(A)が 50台以上 3台

上記のように、全駐車場の台数(A)により算定します。 → C台

一般車用駐車場(幅2.3m、奥行き5m、高さ2.1m)の台数(D)

- ・ A - B - C = D

上記のように、各駐車場の台数により算定します。 → D台



※ 共同住宅型集合建築物を建築する場合は、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に基づき駐車場の設置が義務付けられていますので、注意してください。

<駐車場の附置義務制度に関する問い合わせ先>
 名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課企画調査係 (052)972-2774
 なお、詳細は名古屋市ホームページ(<http://www.city.nagoya.jp/>)でご覧いただけます。

<共同住宅型集合建築物に関する問い合わせ先>
 名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課建築相談係 (052)972-2919、2920